

日本財閥と
その解体

持株会社
整理委員会編

1

日本財閥とその解體

持株會社整理委員會

《明治百年史叢書》

第215回配本／第221巻

日本財閥とその解体 (1)

定価 8,000円

昭和四十八年十二月二十日 第一刷
昭和五十年十一月二十五日 第二刷
復刻原本 昭和二十六年刊

編者 持株会社整理委員会

発行人 成瀬 恭

印刷所 株式会社 平河工業社

製本所 佐拔製本所

発行所 株式会社 原書房

東京都新宿区新宿一―二五―一三
振替口座 東京五一―一五一五九四番
電話 〇三(361) 〇六八五番(代表)

落丁、乱丁本はおとりかえいたします。

3333-13210-6945

序

十有餘年打續いた戦争に全く至められ、疲弊した日本經濟は、終戦後その運行の一切の方途を見失つたかの如くであつた。それに行くべき道を示し、原則となつたものが一九四五年〓昭和二十年九月二十日、アメリカ合衆國政府によつて發表された「降伏後における初期の對日方針」という公文書であつた。その文中「日本の商工業の大部分を支配し來りたる産業上及び金融上の大コンビネーションの解體を支持する」という一節に表現されたボツダム宣言にいわゆる經濟民主化の方針が、當委員會の財閥解體業務として具體化されたのである。

財閥解體は農地制度改革や勞働立法と共に日本經濟の民主化の一環として重要な意義をもつものである。その施策の大體は直接的には全體主義に協力した財閥機構を解體して、日本經濟に巢喰つていた封建的殘滓を取り除くことであるが、同時に將來かゝる機構が日本經濟の如何なる面にも再び出現しないようにしてわが國の企業に自由經濟と自由競争を保障するために民主的立法措置を含むお膳立を整えることであつた。

即ち財閥解體の眞に意圖するところは、財閥の獨占的經濟力を破砕して、將來における全體主義再建の可能性を排除することであつた。さらに敷衍すれば、直接的にはこれまで獨裁者に協力し、或いは協力せざるを得なかつた經濟的諸機構を改變することであるが、それは財閥家族や財閥企業を戰犯的に取扱う意圖ではなく、永い將來にわたつて日本經濟を民主的基礎の上に建直すことによつて國際的信義を回復させることにあつたのである。

従つて財閥解體工作の意義を評價するに當つては、敗戦に伴う國民的義務の履行として理解するだけでなく、内には民主的經濟の樹立を促進し、外にはわが國の國際信用を回復せんとする積極的意圖の理解が必要である。

無暴な長い戦争で失墜した日本の國際的信用の回復は、一片の降伏文書によつて購われるものでもとよりなく、それは日本の國民的努力によつてかち得なければならぬ。上述の一連の日本經濟民主化の過程が、この國民的努力において先ず拂わねばならない汗であつたのである。

財閥解體の遂行に當つて痛感したことは、日本經濟に對する極めて綿密なる判斷と深い洞察とが要請されたことであつた。特に日本の經濟が、宿命的といえる程獨占とカルテルと超カルテルに基礎を置いていた事情、平たくいえば資本蓄積の乏しい日本において、集中資本の、つまりその一具現であつた財閥が、一定時期にあつてはむしろ不可欠の現象であつたということ、瀕死の境を彷徨していた戦後日本經濟の急速な再建を必要とする内外情勢裡に自由競争の企業體制を確

立するための切開手術を行うということとの二つの線の切點を何處に求めるかという課題に典型的に表れた。これはなお將來の日本經濟に課せられた重大な課題として、その十分な回答を得るにはさらに日時を要するのであるが、ともかくさし當つてこの課題を我々に課することによつて、日本經濟の今日あるを築いた先人の並々ならぬ努力に對して敬意を表し一方その誤りは繰返してはならぬと心を戒める機會を屢々與えてくれたことをこゝでは申し上げて置きたい。と同時に常に財閥構成員に對してはこれを決して懲罰的に取り扱うべきでなく、其の資産の處分或はまた他の制限的條項の實施に當つても、公正妥當を期し、權益沒收的にならざるよう終始一貫人道的、民主的取扱ひに留意したことをも附言したい。

當委員會が一九四六年〓昭和二十一年八月發足してから既に四ヶ年、日本經濟もあの終戦後の混亂と無秩序の中から抜け出て、新しい軌道に乗らんとする準備と用意が整つて來た。當委員會に課せられた仕事——證券の民主化、或は過度經濟力の集中排除などを含む財閥解體の仕事にも漸く航海を終る時期が近ずいた。この間日本經濟の過去に集積集中された封建的勢力との對決には、あらゆる論難と策謀とを甘受しつゝ常に大乘的目標を見つめて一意使命の達成に努める忍耐を必要としたが同時に國民的良識の聲なき鞭撻を身近に感じつゝ今日に至つた。こゝにこれらの諸事業の一つ一つに寄せられた各界からの厚き御協力の如何に大きく且つ深かつたかを省みる時機に到達するに到つたのである。

しかし上述した如く、その眞の意圖するところが國際的信義の回復にまでも及ぶものとするならば、なおその道は遠く彼方にあるといわなければならぬ。かゝる意味において、當委員會が財閥解體の事業を遂行するに當つて蒐集した資料を散逸することなく、これを刊行して讀者諸賢の御批判の材料とする機會を得たことを幸甚とし、さらにこれについての大方の御叱正を賜わらば望外の慶びとするものである。

最後に、本書作成に當つて種々の御忠告と御批判を賜わつた關係諸官廳並びに關係諸機關に對してこの機會に厚く御禮を申上げて置きたい。

一九五一年三月

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

跋

一路戦争へと邁進していた日本經濟の車輪は、ポツダム宣言の全面的受諾により一切の方途を失つて空轉する外なかつた。その茫然自失の中で連合國總司令部は基本的人權の保證を根幹とする日本民主化の大方針を明示し、同時に講和への途を切開き、國際經濟への復歸を促進させるものとして財閥解體を含む經濟民主化の方策が自らの病根を摘出する手術であると指示したのである。

財閥解體とは戰中、戰前を通じて日本經濟を律していたルールに缺陷があるとして、それを調整し革新せんとしたものといえるであろう。ルールの調整、これこそ與えられた課題ではあつたが、先ず我々が果さなければならぬものとされ、しかしてその地均しが行われた上でいわゆる「經濟民主化」なる原則は、わが國經濟の各活動體にフェア・プレーの精神を喚び起す、換言すれば「自由にして、公正な」取引を徹底せしめる一つの合言葉となるべきものとされたのである。

いうまでもなく資本制的機構には經濟的にもまた技術的にも常に企業の獨占化の傾向が豫定されている。いずれの企業もその發展の初期には自由競争の淘汰を受けつゝ生育するが、その成敗の結果は小企業より大企業へ、大企業より獨占企業へと進み、遂にこれに伴う弊害の放置し難くなつたことは、アメリカの例に徴しても明かである。わが國の財閥も第一次歐洲大戰後、縱横に張り廻ぐらしたその支配網の擴張によつて獨占的經濟力は急激に伸展し、何等かの措置を必要とする状態になつてゐた。しかもその經濟力の集中が、わが國經濟の存立と興亡に影響してゐるところは極めて大きい。財閥の解體がたとえ與えられた事業だといつても、それが及ぶところわが國經濟機構の自生力をも奪い去ることになつては、角を矯めて牛を殺すの譏りをまぬがれない。従つてわが經濟發展の現段階を診斷して誤りなく、しかもその處置の適正であることが持株會社整理委員會の業務運営に最も痛切に要請されたところであり、このため種々なる難關に逢着したのである。

これに加えて敗戦後の日本經濟は戰禍の跡も未だ生々しく、在外資産の大半を喪失して半身不隨であつた。口にするその日の糧もない浮浪者は少なからず、引揚者は住むに家ないう様で、取敢えず喫緊の必要を充たすことの急務であつたわが經濟界にはかゝる基本的な調整に時間を費す餘裕に乏しかつたが、しかし民生安定のための唯一の途は國際經濟への復歸を促進することでありその爲にはルールの調整が大前提であるとされた。こゝにおいて持株會社整理委員會はその一見

腫着に陥つてゐるかにみえる自らの使命が、たどたどしくも脂汗のにじむ復興の槌音に旨く齒車の合うよう苦慮したのである。

苦難の道も既に五ヶ年餘、諸問題の解決にはなお遠き將來をまたなければならぬものもあるが、連合國總司令部の好意ある援助によつて、ともかく日本經濟の復興も日に月に進捗し、財閥解體の仕事もつゝがなく終結の日を迎えるばかりになつた。持株會社整理委員會はこゝにその四ヶ年間の業績を記録した本書を刊行して大方の批判を受けられる時機に到達したのである。

私はこのことを何にもまして喜ぶたい。私もこれを機縁にして改めてこの解體事業に國家的見地から極めて協調的であつた財閥側當事者、並びに關係諸機關の御協力に謝意を表しつゝ在職三ヶ年の思い出を新たにすゝ次第である。

一九五一年三月

持株會社整理委員會

前委員長 笹 山 忠 夫

目次

第一部 日本經濟と財閥

第一章 昭和恐慌期に至るまでの財閥	二
-------------------	---

第二章 滿洲、日華兩事變下における財閥	三〇
---------------------	----

一、財閥轉向の経緯とその背景	三〇
----------------	----

二、財閥本據の改組	四
-----------	---

第三章 太平洋戦争期ならびに終戦時、指定時における財閥	四
-----------------------------	---

一、三井財閥	五
--------	---

二、三菱財閥	一〇五
--------	-----

三、住友財閥	一八
--------	----

四、安田財閥	一九
--------	----

五、その他財閥	一五
---------	----

第二部 財閥の解體

第一章 持株會社整理委員會の設立	一五
------------------	----

一、設立に至る経過	一五
-----------	----

二、委員會の性格	一九
----------	----

第二章 二八「同族會社」持株會社の解體	一八
---------------------	----

一、持株會社の指定	一八
-----------	----

二、持株會社に對する常務および清算の監督	一九
----------------------	----

三、持株會社に對する資金交付	一九
----------------	----

四、各社常務執行ならびに清算遂行状況	一九
--------------------	----

第三章 三井物産、三菱商事の二持株會社の解體	二五
------------------------	----

一、兩社沿革ならびに解體時の概況	三六
二、解散命令前後の措置	二四八
三、整理の遂行狀況	三五
第四章	
五一持株會社に對する常務の監督および指定後における各社の推移 ならびに國際電氣通信、日本電信電話工事の二持株會社の解體	三五九
一、持株會社に對する常務の監督および傘下企業に對する議決權の行使	三五九
二、指定後における五一持株會社の推移	三六八
三、國際電氣通信および日本電信電話工事の二持株會社の解體	三八八
第五章	
財閥家族の企業支配力の排除	三九八
一、財閥家族五六名の指定	三九八
二、財閥家族の財産の管理處分等	四〇〇
三、會社役員就任の制限	四〇四
第六章	
過度經濟力の集中排除	四一〇
一、集中排除法の成立に至る經過	四一〇
二、過度經濟力集中排除の實施	四一五
三、過度經濟力集中排除法による指令の概要	四一九
附、過度經濟力集中排除法による「事實の認定」および「決定指令」	四五一
第七章	
持株會社および指定者保有有價證券の譲受ならびに處分	四一九
一、證券の譲受	四一九
二、譲受證券の處分	四二三
三、有價證券の譲受、管理、處分の途上における若干の問題點	四四三
第八章	
會社證券保有制限令による株式（持分を含む）の處分ならびに財閥商號、商標の使用禁止	四六〇
一、會社證券保有制限令による株式の處分	四六〇

二、財閥商號、商標の禁止.....四六四

第三部 わが國經濟の主要分野に占める財閥系企業の地位に關する資料

第一章 鑛 業.....四七〇

一、わが國鑛鑛業に占めた財閥の位置.....四七〇

二、戰時經濟體制期における財閥系鑛鑛業.....四七四

三、財閥系鑛業資本の構造.....四八一

第二章 鐵 鋼 業.....四八七

一、日鐵成立以前における財閥系製鐵業.....四八七

二、日本製鐵株式會社（日鐵）の出現とそれをめぐる財閥の動向.....四八九

三、戰時下財閥系鐵鋼業.....四九〇

第三章 機械器具工業（造船業を含む）.....四九六

一、機械器具工業に占める財閥の位置.....四九六

二、財閥系主要機械器具工業の發展.....四九八

三、生産能力よりみた財閥の地位.....五〇四

第四章 化 學 工 業.....五二二

一、日華事變に至るまでの既成財閥、新興コンツェルンの化學工業.....五二二

二、今次戰爭期における既成財閥、新興コンツェルンの化學工業.....五二〇

三、生産能力よりみた既成財閥および新興コンツェルン系企業の地位.....五二六

第五章 海 運 業.....五三二

一、海運業に占める財閥の地位.....五三二

二、戰時海運統制と財閥系海運企業.....五三四

三、財閥系海運企業の構成規模.....五三五

第六章 貿 易 業.....五三八

一、わが國貿易業に占める財閥系商業資本の地位	五六
二、貿易構造の變貌過程にみられる三井物産、三菱商事の役割	五八
第七章 金融業	五九

一、昭和初頭の恐慌期における金融資本	五九
二、日銀の戰時信用造出とわが國銀行制度の集約化	六三

○「財閥解體について」	常務委員 市川 通 之	一六
○「既成財閥と新興財閥」	常務委員 青沼 亞 喜 三	一八

第一部 日本經濟と財閥

第一章 昭和恐慌期に至るまでの財閥

概 説

明治政府の出発点を最も大きく規制した國內的條件はなお廣汎に残存した封建的諸關係であつた。徳川封建末期におけるある程度の國內商業の隆盛によつて蓄積された資本もその封建的諸關係の支配した土壤の上にはいまだ産業資本としての自生力をもつに至らず、従つて明治政府は自己の信用を基礎にわが國産業資本の育成を圖らなければならなかつた。しかもこの育成が先進資本主義諸國に壓迫されるという外的條件下に急速に解決されねばならなかつたことから、それは新政府にとつての喫緊の要請となつたのである。

明治政府は中央集權的國家統一のための、そして資本主義經濟育成のための資金的基礎を (i) 地租を主とする租税 (一八七三年「明治六年地租改正」) (ii) 不換紙幣の發行 (一八六八年「明治元年」「太政官札」一八六九年「明治二年」「民部省札」) (iii) 舊富商よりの借上金「財政的援助」などに求めつゝ、一八八〇年「明治十三年」に至る第一の時期には政府自身の手によつて近代的大工業そのものゝ創成、一八八七年「明治二十年」に至る第二の時期には近代的大工業の若干部分の拂下げ、

紙幣整理などによつて近代的産業資本運動の開始のための直接的な基盤を提供した。この期間を脱皮してわが資本主義經濟が自らの歩むべき方向を知つたのは一八八七年「明治二十年」以後であり、一八九〇年「明治二十三年」の資本制下の第一次恐慌を契機として、紡績業を主軸とするわが産業資本はその確立に向つて一路進展したのであつた。この準備期における財閥資本は國家權力の保護育成下に自己の封建的殘滓を少しでも拂拭して、資本制的衣裳替えを行わんと努力し、三井財閥は第一國立銀行創設 (一八七三年「明治六年」) への参加、三井物産の設立 (一八七六年「明治九年」)、三井銀行の設立 (一八七六年「明治九年」)、三池炭坑の拂下げによる三井鑛山合名會社の設立 (一八九三年「明治二十六年」) などによつて、三菱財閥は政府買上外國船の無償拂下げ (一八七三年「明治六年」)、郵便汽船會社の設立 (一八七五年「明治八年」)、高島炭坑の拂下げ、日本郵船の設立とそれに對する政府の利益配當補償 (一八八五年「明治十八年」) などによつてそれぞれ資本制企業としての基礎を確立せんとした。わが資本制經濟への踏臺たるこの第一歩において、その資本蓄積が低いために國家が封建時代の商業的集中資本を利用せねばならなかつた事情と、國家の庇護を受けんとして新興、既成の集中資本亂れて相競う利害とがこゝに極めて明瞭に打ち出

されたのである。

一八九三年〓明治二十六年には會社法ならびに銀行條令の實施に伴つて、三井銀行はその私盟會社無限責任を合名會社組織に變更し、また三菱合資の設立、一八九五年〓明治二十八年には住友銀行の設立、三菱合資もその銀行部を開業するなど、有力三大財閥の本據とその金融的基礎の確立を見るにおよんで、財閥資本の發展は漸くわが國資本制經濟の起伏における主體性を掌握するに至つたのである。

かくてわが綿絲の輸出高がその輸入高を凌駕した一八九六年〓明治二十九年、その年はわが全銀行における預金額が拂込資本金額を決定的に超過したのと同じ年に當つていたが、この年を迎えてのわが産業資本の運動は正に本格的な上昇期に突入せんとしていた。

一八九四年〓明治二十七年の日清戰爭および一九〇四年〓明治三十七年の日露戰役による國勢の伸張は國內における産業資本の發育に著しい刺激となり、財閥資本は自己膨脹を重ね、また外延的にもその勢力を伸張した。特に日露戰爭直後における諸株式の暴騰と投機との亂舞、續いて一九〇七年〓明治四十年以降の不況、さらには恐慌に見られた戰後反動は主要産業部面における操短、生産の集中、資本の集積を顯著なものとし、官營の造兵・造船業ならびに國有鐵道（一九〇六年〓明治三十九年）、および國家に保護された財閥所有の軍事的企業をして目覺しい發展を遂げさせた。明治政府の負わされた政治的任務が資本の急速な蓄積に置かれていた限りでは、特定部門（軍事工業）における蓄積を先端としてその部門のみでも先進資本主義國に拮抗せんがため、また蓄積の極度の一般的低水準の上にその構築を保證するには當該部門における資本に超過利潤を與える必要が生じ、そのためには

この超過利潤の平均化を阻止する經濟外的手段、すなわち國家統制を行わなければならないという論理が強く貫らぬかれたのである。

一九〇一年〓明治三十四年の八幡製鐵所、一九〇六年〓明治三十九年における國有鐵道、同年末の南滿洲鐵道株式會社の設立および一九〇九年〓明治四十二年における遠洋航路補助法の保護下に立たされた日本郵船、大阪商船など、いずれも右を例示するものであつた。またかゝる國家的保護を基盤として膨脹した財閥資本も三井にあつては一九〇九年〓明治四十二年「大元方」の三井合名會社への改組、三井銀行および三井物産の株式會社化ならびにそれらの増資、合名、銀行の組織變更に伴う東神倉庫の創立、一九一一年〓明治四十四年には三井礦山株式會社の創立、住友にあつては一九一二年〓明治四十五年における住友銀行の株式會社化と増資、安田にあつては同年における安田銀行の株式會社化と増資などとそれぞれにおける主力傘下會社の近代化は急速に進められた。

右の如き國家的規模に達した有力資本、それは個別的には國家資本そのもの、あるいは財閥資本のいずれであつたにしろ（その兩者の關連は軍事目的を至上とする前者における利潤低く、危險負擔多き部門を後楯としつゝ進展した財閥資本と解されるが）、それらはともに第一次世界戰爭によつてもたらされた世界市場の眞空狀態を縫つて自らの發展によき條件と環境とを見出した。不況、恐慌期に足固めを終つたこれら有力資本は從來東洋市場に占めていた歐洲諸國の壓力の急速な退潮、歐洲市場の擴大によるわが國産業に對する軍、民需品注文などの好材料に刺激せられては正に好箇なる進出の機會を得たのである。

第一次世界大戰期における財閥の動向に特徴的であつた第一は經營

の細胞分裂であつた。特に三菱においては三菱合資兼營の各事業の大膨脹によつてその改組の必要が認められ、まず造船、製鐵の兩部門が一九一七年〳大正六年それぞれ三菱造船、三菱製鐵株式會社となり、一九一八年〳大正七年には早くから三菱合資に買収されていた東京倉庫が三菱倉庫と改稱され、同年中に三菱商事と三菱礦業とが、翌八年には三菱海上火災保險と三菱銀行とが合資の直接經營を脱して獨立會社となつた。また住友においては一九一五年〳大正四年、住友家直營の鑄鋼場を分離、株式會社住友鑄鋼所を設立し、一九二〇年〳大正九年には同じく直營電線所を株式會社住友電線製造所として、さらに一九二四年〳大正十三年には住友總本店の個人事業たる倉庫業を住友倉庫株式會社として分離獨立せしめたが、こゝに前述の三井事業系列を加えて三大既成財閥の支配原形がほゞ形成されることになつたのである。次に注目せねばならないことは財閥系有力銀行の増資株、プレミアム附公募、それは各財閥にとつては先驅的意義を有する傘下事業の開放であつた。これは銀行の株式會社化あるいは近代化がいち早く完了した三井、住友の兩銀行によつてはたされた。すなわち三井銀行は一九一九年〳大正八年七月、新たに資本金八〇百萬圓を増加して、從來の二〇百萬圓を一〇〇百萬圓とした際、増資新株八〇〇千株中五〇〇千株を三井合名に割當て、残り三〇〇千株をプレミアム附で公募した。また住友銀行においては一九一七年〳大正六年四月には資本金一五百萬圓を増加して三〇百萬圓とし、その増資新株中一二〇千株は住友一族に割當て、残り三〇千株をプレミアム附にて公募したが、さらに一九二〇年〳大正九年三月には資本金四〇百萬圓を増加して七〇百萬圓とし、その増資新株四〇〇千株中三〇〇千株は從來の株主に割當

て二〇千株を功勞株とし、残り八〇千株をプレミアム附で公募した。三菱銀行はその獨立が前二者に比して時期的に遅れたに比例してその増資新株の公開も住友銀行の第二回目より九年経つた一九二九年〳昭和四年三月、その未拂込二〇百萬圓を徴收して五〇百萬圓は全額拂込とし、さらに倍額の一〇〇百萬圓に増資した際に行われた。この機會に三菱合資はまずその所有株の一部を従業員および内部關係會社に分譲し、増資新株五〇〇千株中二三五千株を二五圓プレミアム附で公募したのである。

このように第一次世界大戰は財閥のかつての排外的封鎖主義の殻を打破するに好適な環境を與えたが、これを契機として財閥の事業經營方法は一方において自己事業に對して開放的になると同時に、他方において他種諸事業に對する積極的進出の意圖を極めて明瞭に表現するに至つた。これより前、各財閥傘下有力事業の株式會社化を財閥の近代化として指摘するところがあつたが、それはなおあくまでも組織自體における近代化に止まり、財閥的コンツェルン形態もしくはその運用方針の近代化はこの第一次世界大戰期の一大膨脹を發條とするこゝによつて一舉解決されたといわなければならないのである。

戦後における擴大された生産力と市場の縮小との矛盾はそれ以後のわが資本主義經濟の歩むべき道の暗くかつ峻しいことを暗示しつつ、それはまず一九二〇年〳大正九年の恐慌によつて爆發せしめられた。ついで一九二三年〳大正十二年の關東大震災、續く一九二七年〳昭和二年の金融恐慌、さらには一九二九年〳昭和四年末におけるニューヨーク株式市場の崩落に端を發した世界恐慌と、入り交り立ち代つた不況と恐慌との連續によつて生産力と市場との矛盾、乖離は遂に決定的

となつた。歐米商品の東洋市場への復歸、これによる日本商品の内外販路の著しい縮少、従つて投機的繁榮の終止符、各種産業の操短、休業あるいは個人商店、金融機關の破綻などはわが資本主義經濟の脆弱部門を根底から揺り動かししたのである。

戦後の不況、恐慌期における諸産業の發展は軍事力の質的改善策を基幹としていた。特に電氣事業、鐵鋼生産、化學工業、鐵道などに對する國家の保護はそれらの部門をして他の諸産業部門に比してはなほだしい不均等な發展へと導いたのであつた。従つてこの間弱小企業が没落の運命にあわざるを得なかつたに拘らず、右記の諸産業部門は國家的保護策に助けられつゝ、合理化運動を推進力として企業結合の獎勵、獨占組織の確立による生産力の質的發展、すなわち技術の向上、勞働力の節約への方向を歩み、かゝる傾向の一般化はカルテル協定による獨占利潤を増大せしめ、國家資本と財閥資本とによる經營の集中および資本の集積はますます盛んになつたのである。一九二五年―大正十四年から一九二九年―昭和四年頃までにおける國家資本の占める比率は金融業資本總額中、その三八%、産業資本では三〇%、交通業資本では六六・五%、冶金工業では五一%を占め、また商業部門では三井物産はわが對外貿易中輸出貿易の一九%、輸入貿易の一五%、五大銀行（三井、三菱、住友、安田、第一）は全預金額の三三・九%を占めたといわれるに至つたのである。（註）

かゝる資本の集積、經營の集中への傾向が一九二七年―昭和二年の金融恐慌による財閥系有力銀行の金融業界における支配的地位の確立と相まつて、遂に財閥的コンツェルン形態として、すなわちその芋蔓式事業系列をわが資本主義經濟の最頂點に聳立せしめるに至つた。一

九一九年―大正八年における全國銀行預金中四大財閥系銀行の占める比率は一二%、それが一九二五年―大正十四年には一七%、一九二七年―昭和二年には二一%と飛躍的にその資力を増大せしめた結果は財閥系銀行の産業規制力の増大として、あるいはその債權の株式への肩替り、あるいは債權保全のための重役派遣などによる傘下會社擴大の現象を一般化させ、特にその傾向は世界恐慌下のわが産業界に顯著となり、その間財閥の支配力は著しく伸展したのである。

以上概説した如きわが資本制經濟發展とともに伸展した財閥資本は昭和初頭の恐慌期にその決定的な勢力を獲得するに至つたが、今その個別資本としての發展における特異な性格を指摘しつゝ、昭和恐慌期における財閥（こゝでは特に既成四大財閥）それぞれの支配形態を略述して置き度い。それはその後戰時經濟とともに變貌して行く各財閥發展の特徴を一層明瞭ならしめるであらうから――。

(1) 三井財閥

三井財閥はその歴史を古く徳川封建時代にもち、一九三二年―昭和七年は丁度三井の三百年祭に當つていた。封建時代における三井家は主として二つの部門――高利貸業務と商業――において活動し、しかもこの二つながら三井家の比重は極めて大なるものがあつた。三井（高利）は一六八三年―天和三年から一六九一年―元祿四年までに江戸を初めとして京都、大阪に兩替店を逐次開店し、元祿四年には幕府の御爲替十人組の一員となり、一七二〇年―享保五、六年頃から御爲替三井組と稱せられるに至つた。また商業方面における三井家の地位も極めて大きく、商業的企業を江戸に二、京都に三、大阪に一を設置し、江戸

と大阪との商業は三井の掌中にあつた。三井家はまた當時唯一の外國貿易港であつた長崎に支店を設置し、そこでの取引にも従事していた。かゝる封建期における一流商業資本たる三井家も外的壓力下のわが國經濟の新年向に直面してはその事業を急激に再編成しなければならなかつた。その再編成を特徴的に規定したものが三井の朝廷御用達としての役割、あるいは倒幕のための金融方たる任務であつたのである。

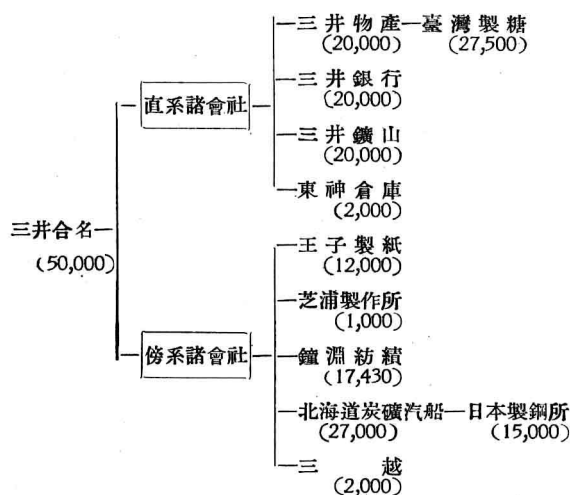
一八六八年明治元年、明治新政府は三井家をして「我國最初の内國債」ともいふべき「會計御基金金」三百萬兩の募集に當らしめ、一八七八年明治十一年にはまたわが國最初の生産的公募公債たる「起業公債」一二、五〇〇千圓中、その應募額の五〇%以上を三井銀行に取扱わしめるなど、三井財閥がわが公債募集業務の歴史に残した足跡は極めて大きく、さらに第一國立銀行の組織にも參與し、その最初の資本金三百萬圓中、三井、小野兩組で二百萬圓を引受けた。それは主として大藏大臣井上馨および松方正義を通ずる新政府との密接なる關係によつて、また封建時代に蓄積した莫大な高利貸的商業資本を擁することによつて實現せられたものであつたが、この封建的商業資本と新政府が結び合ねばならなかつたことに他に見られないわが資本制經濟の出發點を規制する特色があつたのである。

かくてその發展を政府に保證せられた三井財閥はまずその傘下事業として一八七六年明治九年七月、資本金二百萬圓の私立銀行——三井銀行を設立して、その金融部門を資本主義化し、さらに幕末、徳川家の御用で伊豆七島の産物を買集めた際に設置した國產方（初めは島方と呼ばれていた）と井上馨、益田孝、馬越恭平などによつて設立せられた先收會社（一八七三年明治六年創立）とを合併せしめて、同年

三井物産會社を創立し、その商業部門を資本主義化することによつて三井家の二大事業の基礎固めを完了したのである。

三井家の最初の番頭三野村利左衛門（一八七七年明治十年歿）に續く二番目大番頭中上川彦次郎（一九〇二年明治三十四年歿）の統制下には銀行、物産、鑛山および地所部、工業部、呉服店の六つの事業があつたが、中上川は特に工業方策に力を注ぎ三井の事業をして時代に適應せしめるべく努力した。すなわちその第一着手として彼はまづ一八九三年明治二十六年芝浦製作所を手に入れ、ついで王子製紙（一八七三年明治六年二月創立）を入手した。また鐘紡（一八八六年明治十九年十一月資本金一〇〇千圓にて設立、東京綿商社と稱したが、一八八九年明治二十二年五月現名に改稱）は由來三井呉服店

第1表
第一次世界大戰前における三井系諸會社



括弧内は公稱資本金（單位千圓）

（備考）高橋龜吉著「日本財閥論」p.75より